

## ストーカー総合対策

平成 27 年 3 月 20 日

ストーカー総合対策関係省庁会議

すべての女性が日々の暮らしに生き甲斐や充実感をもって家庭・地域・職場で輝くことができる「すべての女性が輝く社会」を実現する上で、安全・安心な暮らしの確保は欠くことができないものである。こうした中、女性の安全・安心な暮らしを脅かすストーカー事案は後を絶たない状況にあり、平成 26 年中の警察におけるストーカー事案の認知件数は、2 万 2,823 件で、法の施行以降最多となった。また、内閣府が平成 26 年度に行った「男女間における暴力に関する調査」によると、特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験を持つ人は、女性 10.5%、男性 4.0%で、そのうち、命の危険を感じた経験のある人は、女性 28.9%、男性 15.7%となっており、その被害の実相はより深刻である可能性が高い。

こうした状況を受け、政府を挙げたストーカー対策を推進するため、平成 26 年 10 月 10 日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が決定した「すべての女性が輝く政策パッケージ」において、「安全・安心な暮らしをしたい」という女性の希望に応えるための取組の一環として、「ストーカー事案については、認知件数が過去最多となり、また、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いものであることから、その対策の抜本的な強化が必要である。このため、被害者の一時避難等の被害者支援の取組や効果的な更生プログラムなどの加害者対策の在り方について、平成 26 年 8 月に警察庁の有識者検討会において提言された取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議において検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめる。」とされたところである。

そこで、この度、「ストーカー総合対策関係省庁会議」（平成 26 年 12 月 12 日申合せ）において、被害者支援の取組や加害者対策の在り方について検討し、取組を推進するための総合的な対策として「ストーカー総合対策」を申し合わせることにした。

この総合対策は、新たな男女共同参画基本計画が平成 27 年内に策定される予定となっていることなどを考慮し、現時点において考えられる早急に行うべき施策を取りまとめたものであり、当面、これに基づき、各府省庁において施策を推進していくこととする。

なお、このほか、警察庁の有識者検討会で提言がなされた事項には法改正を

要するものがあるが、これについては、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の制定・改正経緯を踏まえて、政府としても、適切な役割を果たしていくこととする。

## 1 ストーカー事案に対応する体制の整備

### (1) 警察における体制整備

- ストーカー被害に係る相談対応、被害者等の保護、事件捜査等の事案対処に係る業務が増加の一途となっている現状に鑑み、被害者等の安全を確保する上で必要かつ十分な体制が構築されるよう、ストーカー事案を担当する警察官等の所要の増員を行うとともに、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図り、また、被害者の多くが女性であることに配慮し、被害者の状況、要望等に応じて女性警察官による対応ができる体制の整備を促進する。（警察庁）
- ストーカー事案については事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、被害者等の安全の確保を最優先に、迅速・的確な加害者の検挙や被害者等の保護措置等を行えるよう、組織的な対応を推進・強化する。（警察庁）

### (2) 関係機関における被害者等の支援機能の拡充

- ストーカー事案については、警察だけでなく、地方公共団体の窓口、法務省の人権擁護機関、検察、日本司法支援センター（法テラス）、学校等様々な関係機関において相談対応に当たることがあるところ、いずれの関係機関に相談が寄せられても、その支援ニーズに応じ、切れ目なく適切かつ効果的な支援を行うことができるよう、以下のとおり、各関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。
  - ・ 婦人相談所、男女共同参画センター等において、ストーカー被害に関する相談に対し、事案に応じ、適切かつ効果的な支援を行うため、研修等の内容の充実を図る。（内閣府、厚生労働省）
  - ・ ストーカー被害に関する相談があった場合に、被害者等に対し適切な対応が行われるよう、引き続き地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請するとともに、研修等により必要な情報提供を行う。（内閣府）
  - ・ 被害者等の心の健康に関する相談については、精神保健福祉センターにおける適切かつ効果的な支援を推進する。（厚生労働省）

- ・ 法務省の人権擁護機関では、ストーカー事案を含めた女性の人権問題についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、女性が気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、これらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知する広報活動の一層の充実を図るなど、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進する。(法務省)
  - ・ 検察では、「被害者ホットライン」等において、ストーカー被害に関する相談に対し、被害者等の状況、要望等に応じて、適切かつ効果的な支援を行うとともに、研修やマニュアル等により支援の充実を図る。(法務省)
  - ・ 日本司法支援センター（法テラス）において、関係機関・団体と連携を図りつつ的確な情報収集及び提供等被害者等の支援を実施するとともに、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携の下、研修やマニュアル等により、被害者等への支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を目指す。(法務省)
  - ・ 学校において、教職員が子供の変化に気づき、相談しやすい環境を整え、交友・交際に関する相談の結果を踏まえて適切な機関と連携しながら早期に対応できるよう、研修等の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの配置拡充など学校における相談体制の充実に努める。(文部科学省)
- 警察に相談することをためらう被害者等もいることから、地方公共団体における被害者支援の充実を図るため、内閣府における平成 26 年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」を踏まえ、マニュアルを作成するなど地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。(内閣府、関係省庁)

### (3) 関係機関の連携協力の促進

- 被害者等の支援やその安全の確保を的確に実施するためには、関係機関が緊密に連携し、相談、保護その他の支援を切れ目なく行う必要があることから、配偶者からの暴力に関する関係機関協議会を活用するほか、関連する被害者支援連絡協議会、被害者支援地域ネットワーク等、既存の地域における関係機関の協議会の活用を考慮しつつ、関係機関の連携協力を効果的かつ効率的に推進する。(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

- 内閣府における平成 26 年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」も踏まえつつ、ストーカー対策における関係機関の取組及び連携について、平成 27 年に策定される予定の新たな男女共同参画基本計画に盛り込む方向で検討する。(内閣府、関係省庁)

## 2 被害者等の一時避難等の支援

### (1) 一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の措置

- 婦人相談所において、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適切かつ効果的な一時保護を実施する。(厚生労働省)
- 警察庁において、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助し、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組を促進する。(警察庁)

### (2) 長期的避難のための支援措置

- 婦人保護施設においては、一時保護後のストーカー被害女性に対して、退所後の自立支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な支援を行うとともに、婦人相談所、男女共同参画センター等においては、被害者等に対し、適切な機関と連携し、住宅、就業等の情報提供などの支援を行う。また、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行う。(内閣府、厚生労働省)
- 被害者等に対する公的賃貸住宅への優先入居等について、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、その推進が図られるよう取組を行う。(国土交通省)

### (3) 被害者の経済面からの支援方策

- 日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助業務や日弁連委託業務の活用によって、資力に乏しい被害者に対し、加害者への損害賠償請求や離婚訴訟といった民事訴訟、加害者側との交渉及びシェルターへの保護等の弁護士活動に係る弁護士費用につき、立替援助する等、その負担軽減を図る。(法務省)
- 「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、ストーカー事案の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。(法務省)

- ストーカー被害の防止及び被害者支援に関して地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を適切に講じていく。(内閣府、総務省)

### 3 被害者情報の保護

- 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者が、その職務を行うに当たり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする必要があるため、以下のとおり推進する。
  - ・ 警察及び検察において、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、事案に応じ、捜査段階では、逮捕状の請求に際しての被疑事実の要旨の記載に当たり、再被害防止への配慮の必要性等に応じて被害者の氏名や住所の表記方法に配慮し、公判段階では、弁護人に証拠書類を開示する際に被害者特定事項が被告人に知られないようにすることを求めるなど、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報の保護に配慮し、適切な対応に努める。(警察庁、法務省)
  - ・ 婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口において、ストーカー事案の被害者等に係る開示請求や加害者からの問い合わせへの対応について、被害者等に係る情報の保護に十分配慮しつつ、的確な対応を行う。(内閣府、厚生労働省、関係省庁)
- 加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止し、もって被害者等の保護を図るため、当該制度に係る個人情報の厳格な管理を以下のとおり徹底する。
  - ・ 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV 被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第 48 条第 2 項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、

児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。(法務省、総務省、国土交通省、関係省庁)

- 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」については、警察署、婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口で当該支援等の必要性の確認ができることを当該相談窓口で徹底するとともに、その迅速な対応の徹底を図る。(内閣府、警察庁、厚生労働省、総務省、国土交通省)
- 選挙人名簿の閲覧等については、個人情報保護により一層配慮し、不当な目的による閲覧等の防止を強化するための措置について検討を行う。(総務省)
- 個人情報を管理する手続のうち、保険、年金、税務、児童手当、郵便の転居届等、その利用の仕方によっては被害者等の住所等が加害者に伝わる可能性があるものについて、被害者等を保護する観点から、加害者等に住所が知られることがないようにする対応の徹底を図る。(厚生労働省、総務省、関係省庁)
- 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所が知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

#### 4 被害者等に対する情報提供等

##### (1) 警察や関係機関による周知・啓発

- ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、早期に危険の兆候を把握し、対応する必要があることから、相談・支援窓口や事案への対処について国民の理解を深めるための広報啓発を以下のとおり推進する。
  - ・ 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知する。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
  - ・ 内閣府のホームページにおいて被害者支援情報を掲載するとともに、警察庁においてポータルサイト、リーフレット及び DVD を作成し、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供するなど、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図る。(内閣府、警察庁、関係省庁)
  - ・ 毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)等多様な機会を通じ、ストーカーの被害者にも加害者にもならない広報啓発が重要であることに留意しつつ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進する。(内閣府、関係省庁)
  - ・ 法務省の人権擁護機関において、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」等を啓発活動の年間強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等、積極的な啓発活動に努める。(法務省)
  - ・ 関係省庁、PTAの全国組織等の中で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について周知を図る。(文部科学省)

## (2) 被害実態等の把握のための取組の推進等

- ストーカー事案に係る被害者支援や加害者対策の効果的な推進に資するため、被害実態等の的確な把握のための取組を推進する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)
- 内閣府における平成 26 年度調査研究等により把握した地方公共団体におけるストーカー相談対応の実態、女性・若者のストーカー被害及び交際相手からの暴力被害の経験の実態、警察におけるストーカー事案の認知件数等については、地方公共団体における適切な相談対応や、関係機関等における周知・啓発に資するため、地方公共団体に伝達するなど、関係機関等に情報を提供する。(内閣府、警察庁)

## 5 ストーカー予防のための教育等

### (1) ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発の推進

- 警察で認知したストーカー事案の被害者の45.3%が10歳代、20歳代であり、現場からは、若年層のストーカー被害が深刻化している中、特に若い世代であればあるほど相談先や対処が分からないという指摘もあることに鑑み、ストーカーの被害者にも加害者にもならないようにするため、以下の取組を推進する。
  - ・ ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、良好な人間関係の育み方や対応方法が身に付くよう、自分や相手のことを大切にすること、安易に個人情報を知らせないこと、相談先があることを伝えるなどにより、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。(内閣府、文部科学省、関係省庁)
  - ・ 非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。(警察庁)
  - ・ ストーカー事案やいわゆる「リベンジポルノ」事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思わぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進する。(総務省、文部科学省、関係省庁)

### (2) 教員に対する研修

- ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進する。(内閣府、文部科学省、関係省庁)

## 6 加害者に関する取組の推進

### (1) 被害者の保護を最優先とした厳正な対処の推進

- ストーカー事案については事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察庁において、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進するとともに、ストーカー事案への対応に必要な資機材の整備等を行うなど、ストーカー事案への対処能力の向上を推進する。(警察庁)

## (2) 加害者更生に関する取組の推進

- 個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、矯正施設、保護観察所、医療機関等が適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛けを行う。(警察庁、法務省、関係省庁)
- ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じる。(警察庁、法務省)
- 受刑者及び少年院在院者に対しては、引き続き、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及びその充実に努める。(法務省)

## (3) 加害者への精神医学的・心理学的手法の調査研究

- 執拗につきまとい等を繰り返すストーカー加害者への有効な対応に資するため、平成 26 年度に引き続き、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法について調査研究を実施する。(警察庁)
- 配偶者に対する暴力加害者への更生プログラムについては、被害者を減らす手段の一つであることから、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査を実施する。(内閣府)